

愛知県腎臓病協議会からの要望に対する県の状況

2 慢性腎臓病（CKD）啓発の取組について（健康対策課）

○1 慢性腎臓病（CKD）キャンペーン事業

毎年3月第2木曜日の「世界腎臓デー」に合わせて、一般県民に対して慢性腎臓病（CKD）の知識普及を図るため、「慢性腎臓病（CKD）キャンペーン事業」を開催している。

昨年度の開催概要は以下のとおり。本年度も同様の事業を実施予定。

（平成29年度開催実績）委託先：公益財団法人愛知腎臓財団

開催日時：平成30年3月10日（土）13:00～15:00

開催場所：三井住友銀行 SMBC パーク栄、栄クリスタル広場

実施内容：

（1）キャンペーン実施

街頭キャンペーンとして、イメージキャラクター「そらまめくん」のイラスト入りクリアファイル等の啓発グッズ、リーフレットを配布（クリアファイル3,000枚、ボールペン2,000本、チラシ1,000部）。

（2）健康相談等の実施

健康相談やミニ講座、塩分チェック表の配布等を実施。

○2 「あいち県民健康祭」における啓発

毎年、あいち健康プラザ及びあいち健康の森公園において開催している「あいち県民健康祭」（主催：愛知県、株式会社トヨタエンタプライズ・公益財団法人愛知県健康づくり振興事業団共同体）において、腎臓病に関する啓発を実施。

（平成30年度開催実績）協賛：公益財団法人愛知腎臓財団

開催日時：平成30年9月15日（土）、16日（日）10:00～16:00

開催場所：あいち健康プラザ展示ギャラリー

実施内容：腎臓病相談、塩分チェックコーナー、着ぐるみと写真撮影等

3 広域で大災害が発生しても、透析患者の安全確保と透析ができる環境支援

① 災害マニュアルに透析患者の支援について記載してください。

⇒○ 愛知県避難所運営マニュアル（防災局：資料1）

災害初動時の人の振り分け（トリアージ）の判断基準の中に人工透析に関する記載あり（透析患者の支援という特定の項目はないが、記載はある。）

○ 愛知県救護活動計画（医務課：資料2）

愛知県では、平成28年2月に策定した「愛知県医療救護活動計画」に災害時要配慮者対策として、人工透析患者に関して記載しております。

透析医療は、大量の水、電気、医薬品等、医療スタッフの確保が必要であり、情報収集や搬送手段の確保等が2次医療圏では困難な場合も想定される

ことから、県災害医療調整本部（健康福祉部設置）を中心とした調整を行うよう定めている。

- 市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル（**地域福祉課**）
下記のとおりマニュアルに記載している。

生命・身体に配慮を要する避難者への対応

在宅療法や人工透析を行っている患者については、専門的治療の継続を確保できるよう関係機関と連携を図る。

- ② 通院困難な人の透析施設までの移送（他県市町村を含む）（**医務課：資料3**）

透析患者などの災害時要配慮者対策については、災害対策基本法に基づき、市町村が地域防災計画に定める必要がある。

平成26年12月に県が策定した「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」において、医療が必要な要配慮者の移送手段の確保は、市町村の役割と位置付けられ、県は広域調整・市町村支援が役割となっている。

市町村を通じて県災害医療調整本部（健康福祉部設置）に移送手段の要請があった場合は、速やかに防災局が設置・運営する災害対策本部に要請し、その確保に努めていく。

- ③ 透析施設への給水・電力の供給（**医務課：資料4**）

本県では、平成30年3月31日時点における透析医療機関の災害への対応状況を調査し、調査対象195施設のうち、157施設から回答があった。

調査の結果、水の確保のため、井戸水の利用や市町村と災害時の水道優先的利用契約の締結などの対策を取っている施設は142施設で約92%、停電に備えて自家発電装置を整備している施設は69施設で約45%となっている。

災害時には、県災害医療調整本部内に、透析医療提供体制を統括し、調整する業務を行う透析リエゾンを置き、透析施設への移送を含め、透析患者の安全確保に努めていく。